

長崎市監査公表第 15 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 27 日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	永	尾	春文
同	山	崎	猛

1 監査の種類

財政援助団体等監査（令和 7 年 2 月 17 日付 長崎市監査公表第 2 号）

2 監査の期間

令和 6 年 7 月 23 日から令和 7 年 1 月 27 日まで

3 措置を講じた部局

区分	指定管理者名	公の施設	部局名	所属名
指摘	グロウスピア 共同事業体	長崎市 あぐりの丘	こども部	こども政策課
意見	—	—	総務部	行政体制整備室

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
こども部 こども政策課	(1) 公印の押印について 長崎市文書規程第 30 条において、同条第 2 項に掲げる文書（案内状等軽易な文書）以外は公印を押さなければならないと規定されているが、承認関係の通知について、市長の公印が押されていない。	令和 6 年 4 月から市長公印を押印するよう取扱いを改めている。 また、今回の事例を課内で共有し、同事案が発生した際、適切な事務処理を行うよう徹底するようにした。
こども部 こども政策課	(3) モニタリングについて ア モニタリングチェックシートの確認について 令和 5 年 9 月 20 日付「指定管理者制度に係る適切な運用について（通知）」により行政体制整備室長から指定管理者制度導入施設所管所属長に対し、モニタリングの徹底について通知があっているが、「指定管理者制度における従業員の雇用形態及び給与状況に係る調査表」などのモニタリング資料について、その根拠資料を確認していなかった。 必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。	令和 7 年実施時のモニタリングにおいては、現地に赴き、給与状況についても雇用通知書などの根拠資料と突合し、評価した。
こども部 こども政策課	(3) モニタリングについて イ モニタリングの評価について 令和 5 年 9 月 20 日付「指定管理者制度に係る適切な運用について（通知）」により行政体制整備室長から指定管理者制度導入施設所管所属長に対し、モニタリングの徹底について通知があっているが、指定管理者制度モニタリングチェックリストによる評価項目の「再委託先は適正か」について、業務を実施できないにもかかわらず再委託していたものがあったが、評価は「普通」となっている。 モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。	令和 7 年実施時のモニタリングにおいては、再委託の状況調査等について、記載が適切か、また記載内容に誤りがないか書類、聴取、現地調査等による確認を行い、適切に評価した。 また、今回の事例を課内で共有し、同事案が発生した際、適切な事務処理を行うよう徹底するようにした。

所属名	指摘	措置
グロウスピア 共同事業体 こども部 こども政策課	(4) 第三者への業務委託について 第三者への浄化槽保守点検業務委託について、当該業務をする者は長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定により、市長の登録を受けなければならない旨定められている。また、浄化槽清掃をする者は浄化槽法の規定により、市長の許可を受けた者でなければならない旨定められている。 しかしながら、本件指定管理業務に係る仕様書は、浄化槽保守点検業務の一部として浄化槽清掃業務を含めているため、グロウスピア共同事業体は、当該仕様書に基づき浄化槽保守点検の登録事業者と当該業務委託契約を締結したが、浄化槽清掃業務については実施できないため、当該受託事業者は、浄化槽清掃の許可事業者に清掃業務を再委託していた。 グロウスピア共同事業体は、浄化槽清掃業務を別途当該業務の許可事業者と業務委託契約を締結されたい。また、こども政策課においては、浄化槽保守点検と浄化槽清掃をそれぞれ別の業務として整理されたい。	一体となっていた浄化槽保守点検業務と浄化槽清掃業務の仕様書をそれぞれ作成することで別の業務として整理し、仕様変更に係る協定変更を行った。 また、指定管理者には、業務ごとに適切な業者と契約するよう令和7年3月の定例会にて指示し、令和7年4月以降適正な履行を確認している。
グロウスピア 共同事業体 こども部 こども政策課	(5) 重要事項変更の届出について 協定書第11条において、「代表者等の変更を行ったときは、速やかに市に届け出なければならない。」と規定されているが、代表構成員の代表者が変更していたにもかかわらず、市に届け出をしていなかった。 グロウスピア共同事業体は、適切な事務処理を行われたい。 また、こども政策課においては、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。	変更事由が生じた場合は、変更から1週間以内に届け出るよう指定管理者へ令和7年3月の定例会にて指示した。
グロウスピア 共同事業体 こども部 こども政策課	(6) 環境マネジメントシステムの報告について 協定書第28条第2項において、指定管理者は、「環境マネジメントシステムの運用に必要な事項を記録した報告書等を作成し、市に提出しなければならない。」と規定されているが、市に届け出をしていなかった。	協定書第28条第2項に基づく環境マネジメントシステムの報告書を提出する必要があることから、令和7年度から環境マネジメント報告書を提出するよう指定管理者へ令和7年3月の定例会にて指示し、令和6年度分の提出を確認した。

所属名	指摘	措置
	グロウスピーア共同事業体は、適切な事務処理を行われたい。 また、こども政策課においては、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。	
グロウスピーア 共同事業体 こども部 こども政策課	(7) 事故報告について 協定書第 44 条において、「事故等が生じたときは、遅滞なく市にその状況を報告するとともに、事故等のてん末を書面により市に報告しなければならない。」と規定されている。 事故が発生した場合は、口頭により第一報の連絡を受け、毎月の報告書において報告しているとのことであるが、報告書の提出が協定書に記載の期限から数か月後に提出されている事案が散見された。 グロウスピーア共同事業体は、適切な事務処理を行われたい。 また、こども政策課においては、指定管理者に対し、事故発生時には、そのてん末を書面により遅滞なく市に報告するよう指示するとともに、施設の管理運営状況を適切に把握されたい。	事故発生当初の連絡は従来通り口頭での報告とするが、その後の報告については事故発生から 1 週間以内に事故報告書により詳細を報告するよう指定管理者と令和 7 年 3 月の定例会で確認した。
グロウスピーア 共同事業体 こども部 こども政策課	(8) 月次報告書及び年次報告書について 月次報告書及び年次報告書により、管理業務の実施状況等を把握する必要があるが、協定書第 43 条に規定する提出期限内に提出されていない事案が散見された。 グロウスピーア共同事業体は、適正な事務処理を行われたい。 また、こども政策課においては、指定管理者に対し、提出するよう指示したとのことであるが、半年近く提出がなされていないものがある結果を見ると、指示しただけで、その後の進捗管理を行っていなかったと言わざるを得ない。今後は、確実に提出がなされるよう指導するとともに、施設の管理運営状況を適切に把握されたい。	提出期限については厳守するよう指定管理者へ文書で指導を行った。今後も引き続き提出状況を確認しながら必要に応じ指導を行っていく。 なお、令和 6 年度は期限内に提出されたところである。

所属名	意見	措置
総務部 行政体制整備室	(2) 指定管理者制度について ア 制度に対する職員の意識について 指定管理者制度を対象とした監査は、これまでも実施しているが、未だに改善が見られず、業務に係る根拠法令等を確認しておらず、監査の指摘により初めて認識したものや、協定書を締結した後は、指定管理者任せにし、協定書の内容を確認しなかったことなどから、必要な手続等が行われず指摘となったものなど、業務を担当する職員の指定管理者制度に取り組む姿勢に疑問を感じる。 指定管理者制度は、施設の管理権限を委任しているものであり、その責任は最終的に設置者である長崎市にあるため、指定管理者の監視及び監督は長崎市としての責務である。それを怠ると、大きなリスクを見逃すことになりかねない。 については、指定管理者制度の根幹が職員に浸透し、公の施設の設置者であることの責務を十分に認識することができるよう、職員の業務に取り組む意識の醸成に努められたい。	令和 6 年度においては、指定管理者制度を担当して年数の浅い職員を対象に、指定管理者制度における必要な視点を習得し、職員の意識向上に寄与することを目的とした職員研修を実施した。 今度とも、指定管理者の監視・監督責任が確実に果たせるよう、指定管理者制度の目的やモニタリングの趣旨、手法などについて、職位や経験年数に応じた効果的な研修の実施など、職員の意識醸成や指定管理業務の向上につながる取組みを行っていく。